

資料提供（投げ込み） 令和7年2月14日（金）	
場所 津市政記者室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
上下水道事業局 水道工務課 (電話059-237-5814)	水道工務課長 市川 浩司

本市水道事業における維持、修繕業務に関する調査を開始するまでの経緯について

本市水道事業における維持、修繕業務に関する調査を開始するまでの経緯については、別紙のとおりです。

本市水道事業における維持、修繕業務に関する調査を開始するまでの経緯について

本日、一部報道において、令和５年９月に津市水道指定事業者協同組合（以下「組合」といいます。）が本市に対し、「発注の偏りについて指摘・改善を求めていた」と掲載されました。

このことについては、令和５年９月頃、本市水道事業における維持、修繕業務（以下「維持、修繕業務」といいます。）に関し、組合の専務理事ほか１名が水道工務課を訪れ、水道工務課長に対し、「維持、修繕業務を行う業者が特定の業者に偏っている傾向が見られる」との話がありました。

もとより、維持、修繕業務については、組合との契約において、本来であれば、修繕業者の選定及び依頼は、受注者である組合が実施することとなっていたところ、当該契約に係る仕様書において発注者と受注者の役割分担が明確に規定されていなかったことにより、これまでの慣例で、「組合事務所に手配を任せると対応が遅い」、「当番制であるにもかかわらず、他工事等により対応してもらえない組合員がある」、「市から直接依頼した方が組合員は依頼を断りにくい」などの理由により、組合に代わって水道工務課技能員が直接、修繕業者を手配していた実態がありました。

このため、組合の専務理事から話を受けた水道工務課長は、維持、修繕業務に係る業者の選定・手配を組合で行うことが本来の姿であることから、水道工務課内で業者の選定・手配は組合で行うこととなっていることに注意するよう、同課担当者に周知しました。

その後、１か月程度は、組合による業者の選定・手配により、維持、修繕業務に係る業者の偏りは一定程度改善が見られたものの、その状態は長続きせず、水道利用者に迷惑をかけないよう早急に維持、修繕の対応をしなければならないとの思いから、再び、水道工務課が速やかに対応してもらえる組合員に修繕を依頼することとなったものです。

このことから、この時点で水道工務課と組合の双方が特定業者への発注の偏りについて共通認識をしていたものであり、改善の機会を逃し、業務の履行を優先してこれまでの業者選定、手配の仕方を容認してしまったこととなります。

その後、令和６年６月に、新英工業株式会社に対し、維持、修繕業務の発注

が偏っていることを指摘する記事がインターネット上に掲載されたこと等を受けて、上下水道事業管理者として調査を開始し、調査の中で、この令和5年9月頃に組合から話があったことが判明したものの改善できなかったことが判明したものであります。